

令和5年度

「環境保全活動支援助成金」のご案内

—環境保全活動に取り組む皆さんを応援します—



この助成金は、公益財団法人やまなし環境財団が予算の範囲内において、県内における民間活動団体の皆さんの自発的、継続的な環境保全へ向けた活動に必要な経費を助成するものです。

対象となる団体等と活動

活動の本拠地としての事務所を県内に有し、県内で環境保全活動をしている又はこれから取り組もうとする営利を目的としない団体等が行う次の活動とします。

- 1 環境保全に関する実践活動
- 2 環境保全に関する普及啓発活動
- 3 環境保全に関する調査・研究活動

※ただし、行政やそれに準じる機関からの補助や企業からの寄付を受けている活動については、助成金の対象となりません。

助成金額

◆ スタートアップ助成

- 団体設立から3年未満（令和5年6月1日現在）の団体等が行う環境保全活動に助成します。
 - ・助成率10/10以内で15万円を限度とします。

◆ ステップアップ助成

- 団体設立後3年以上（令和5年6月1日現在）の団体等が行う環境保全活動に助成します。
 - ・助成率1/2以内で30万円を限度とします。（ステップアップ助成2年を限度）

◆ ブラッシュアップ助成

- ステップアップ助成2年以上交付された実績がある団体等が行う環境保全活動に助成します。
 - ・助成率1/2以内で10万円を限度とします。

※助成金額は、申請団体の対象経費の額に応じ、次のとおりとします。

対象経費	R5年度助成金額		
	スタートアップ助成	ステップアップ助成	ブラッシュアップ助成
60万円以上	15万円	助成2年以下	ステップアップ助成2年以上交付実績有り
30万円以上60万円未満		30万円	10万円
20万円以上30万円未満		対象経費の1/2の額	
15万円以上20万円未満			
10万円以上15万円未満	対象経費の10/10の額		対象経費の1/2の額
10万円未満	対象経費の10/10の額(ただし、対象経費が5万円未満の場合は助成しない)	対象経費10万円未満の場合は助成しない	対象経費10万円未満の場合は助成しない

助成範囲

- 令和5年度内（R5年4月～R6年3月）に実施する活動を対象とします。

助成対象経費

- 助成の対象になる活動を行うために直接必要な経費

消耗品等購入費、講演会・学習会等の講師謝礼や旅費、会場使用料、事業実施の通知に係る通信運搬費やチラシの印刷代など。

※ 飲食代、会員に対する支払経費（講師料や参加旅費等）、団体等の運営費（職員の人件費、事業に直接関係のない旅費・事務消耗品・通信運搬費等）、備品、他の団体が主催するイベント等への参加負担金・旅費などについては対象となりません。

※ 助成金により行う事業には、必ず「公益財団法人やまなし環境財団の助成事業」である旨を明記してください。明記しない場合は対象となりません。

※ 対象経費について気になることがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

審査項目

- 助成金の申請があったものについては、次の項目に留意して審査を行います。

- 1 活動の必要性・継続性
 - ・ 事業内容が地域の実情に応じたものであり、活動を行う必要があるか
 - ・ 喫緊の環境問題に対応する取り組みであり、活動の効果が期待できる活動であるか
 - ・ 継続的な活動を行ってきたか。また将来的な事業計画が立案されているか 等
- 2 活動の効果
 - ・ 地域住民の参加、協力が得られるような事業内容になっているか
 - ・ 調査研究活動の場合、実践活動や普及啓発に結びつく内容となっているか 等
- 3 活動の広範性
 - ・ 活動範囲がより広域的にとらえられているか 等
- 4 活動実施の確実性
 - ・ 無理のない具体的な実施計画が立てられているか 等
- 5 活動の自主性
 - ・ 計画立案から作業までが団体自らの手によってなされているか 等
- 6 組織としての能力
 - ・ 組織として活動を実施する十分な能力を備えているか 等



交付決定



○ 内容を審査後、7月下旬頃に助成金の交付決定を行います。

◆募集期間 令和5年4月28日(金)～6月16日(金)まで

★申請書類等詳しい資料の請求、お問い合わせは財団事務局までお願いします。

★はじめて申請される方は、お電話でご相談の上、申請してください。

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

公益財団法人やまなし環境財団 事務局（県環境・エネルギー一部自然共生推進課内）

TEL 055-223-1634 FAX 055-223-1781

メール: shizen@pref.yamanashi.lg.jp

検索

やまなし環境財団 助成金

その他

- 1 助成の対象となった活動が完了したときは、その日から30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出していただきます。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、この助成金の一部又は全部の返還を命じることがあります。
 - (1) 虚偽の申請その他不正な行為があった場合
 - (2) 助成金を他の用途に使用した場合
 - (3) この助成条件及び公益財団法人やまなし環境財団環境保全活動支援助成金交付要綱、その他法令に違反した場合
 - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- 3 助成の対象となった活動については、公益財団法人やまなし環境財団が主催する環境フォーラムやイベントにおいて、その活動内容を発表していただく場合があります。